

議案第13号

エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例の一部改正について

エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年6月3日

高根沢町長 神林秀治

エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 概要

エコ・ハウスたかねざわの施設運営において、近年の環境課題に関する世界的な潮流や社会経済の変化に対応するため町が推進する気候変動対策や資源循環等に係る取組の強化を図るため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 設置目的の見直し

エコ・ハウスたかねざわの設置目的について、「循環型社会確立のためのライフスタイルへの変革」から「環境に配慮した社会への変革」に拡大変更するとともに、主な役割について、「気候変動対策（環境保全・省エネルギー・地球温暖化対策・カーボンニュートラル等）」と「資源循環等（省資源・ごみ減量・リサイクル・資源の再利用促進等）」に見直します。（第1条）

(2) 事業の見直し

設置目的の見直しに合わせて、エコ・ハウスたかねざわの事業について、「気候変動対策、資源循環に関する情報の収集及び提供並びに調査研究」、「環境教育及び町民の自主的な環境活動の支援」、「町環境基本計画の目標達成」に改めます。（第3条）

(3) 施設追加及び利用料金の上限額設定

町民の利便性向上を図るため、施設に「談話室」を追加するとともに、各施設の利用料金の上限額を時間制で設定します。（第4条及び別表）

(4) 休日及び開館時間

エコ・ハウスたかねざわの休日及び開館時間は、現に規則で定めているので、その旨を明記します。（第4条の2）

(5) その他

文言整理その他軽易な改正を行います。

3 施行日

令和8（2026）年4月1日

高根沢町条例第 号

エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例（平成15年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>気候変動対策、資源循環等</u>に関する情報と活動の場を提供することにより、町民の環境への関心を高め、もって<u>環境に配慮した社会</u>への変革を進めるため、エコ・ハウスたかねざわ（以下「エコ・ハウス」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条</p> <p>(1) <u>気候変動対策、資源循環等</u>に関する情報の収集及び提供並びに<u>調査研究</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>環境教育及び町民の自主的な環境活動の支援</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>町環境基本計画の目標達成に資する</u>こと。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条</p> <p>(6) <u>談話室</u></p> <p>(<u>休館日及び開館時間</u>)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>環境保全、省エネルギー、省資源、ごみ減量化及びリサイクル等</u>に関する情報と活動の場を提供することにより、町民の環境への関心を高め、もって<u>循環型社会確立のためのライフスタイル</u>への変革を進めるため、エコ・ハウスたかねざわ（以下「エコ・ハウス」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条</p> <p>(1) <u>地球温暖化防止、省エネルギー、省資源、ごみ減量化及びリサイクル推進</u>に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(2) <u>不用品の再生及び再利用</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>不用品の展示及び提供</u>に関すること。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条</p>

第4条の2 エコ・ハウスの休館日及び開館時間は、規則で定める。

(利用の制限)

第6条

(2) エコ・ハウスの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、エコ・ハウスの管理運営上支障があると認められるとき。

(指定管理者の指定等)

第7条

(2) エコ・ハウスの施設等の維持管理に関すること。

2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定をした場合において、第5条、前条及び第14条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の承認)

第9条

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(利用の制限)

第6条

(2) エコ・ハウスの施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他エコ・ハウスの管理運営上支障があると認められるとき。

(指定管理者の指定等)

第7条

(2) エコ・ハウスの施設及び設備の維持管理に関すること。

2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定をした場合において、第5条、前条、第10条、第11条及び第14条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者の指定に関し必要な事項は高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年高根沢町条例第6号）及び同条例施行規則（平成17年高根沢町規則第11号）の規定によるものとする。

(利用料金の承認)

第9条

2 町長は、利用料金が第7条の規定による管理に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものと認めるときは、前項の承認を与えるものとする。

3 指定管理者は、第1項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(設備の変更禁止)

第13条 利用者は、エコ・ハウスの利用に当たって、特別な設備を設置し、又は変更を加えてはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 利用者が第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (5) 災害その他の事由により、施設の利用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、町長が定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長が定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(設備の変更禁止)

第13条 利用者は、エコ・ハウスの利用に当たって、特別な設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第14条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他の不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

<p>2 前項に規定する取消し又は利用の停止（次条において「取消し等」という。）により、利用者に損害が生ずることがあっても、町は、その補償の責めを負わない。</p> <p>（原状回復）</p> <p>第15条 利用者は、利用が終了したとき、又は取消し等がなされたときは、直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第16条 利用者は、施設等を破損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、町は、その補償の責めを負わない。</p> <p>（原状回復）</p> <p>第15条 利用者は、利用が終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第16条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

利用料金の上限額

施設区分	利用時間	昼間（9：00～17：00）	夜間（17：00～22：00）
	環境学習室		1時間当たり400円
エコアクションルーム		1時間当たり200円	1時間当たり300円
研修室（1室当たり）		1時間当たり200円	1時間当たり300円
調理室		1時間当たり200円	1時間当たり300円

談話室	1 時間当たり 200 円	1 時間当たり 300 円
-----	---------------	---------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。